

## 八尾市立納骨堂募集要項

|                  |   |
|------------------|---|
| 名称・所在地・開館日時・参拝方式 | <p>八尾市立納骨堂（八尾市南植松町三丁目50番地の3八尾市立斎場2階）</p> <p>午前9時～午後5時15分（休館日は原則として1月1日のみ）</p> <p>間接参拝方式（納骨堂内の祭壇で参拝）</p> <p>納骨できる時間帯は午前中となります。</p>   |
| 募集納骨壇            | <p>5段式ロッカー形式（内径幅337mm 奥行345mm 高さ327mm）</p> <p><b>骨壺に収めた遺骨（焼骨）等を納骨していただきます。</b></p>  |
| 使用期間・更新          | <p><b>1区画2年につき12,000円一括納付</b> 2年未満の場合は月額500円×使用月数（1ヶ月未満でも1ヶ月分）</p> <p>所得基準額以下の世帯は免除制度あり</p> <p>納骨堂使用者が市外に転出された場合は1.5倍の金額</p>  |
| 申込みできる人          | <p>次の及びの両方に該当することが必要です。</p> <p><b>本市に住民登録又は外国人登録をしてお住まいの世帯主の人</b></p> <p><b>現に遺骨（分骨を含む）を管理し火葬許可書又は分骨証明書をお持ちの人もしくは、他の墓地・納骨堂から遺骨を移し改葬許可証を本市に提出できる人</b></p>  |
| 申込方法             | <p>次のからを持参のうえ、世帯主が直接お越しください。</p> <p><b>世帯主が来られない場合 委任状（ダウンロードできます）が必要です。</b></p> <p><b>親族等の方がお越し下さい。</b></p> <p><b>納骨堂使用許可申請書（ダウンロードできます）</b></p> <p><b>納骨堂使用者親族連絡先表（ダウンロードできます）</b></p> <p><b>印鑑（認印）</b></p> <p><b>火葬許可証の原本</b></p> <p><b>住民票の写し（世帯全員の氏名、続柄、本籍記載のもの）又は登録原票記載事項証明書（世帯全員の氏名、続柄、在留資格記載のもの）</b></p> <p><b>申込者と死亡者との続柄及び死亡者の死亡が確認できる除籍謄本等（外国人の方は、それに代わる出生届、婚姻届、死亡届等の写し）</b></p> <p>申込先 環境施設課 高美町5-2-2 で随時受付</p> <p>（月～金：午前8時45分～午後5時15分）</p> <p>使用料納付を確認した上で「納骨堂使用許可証」を発行します。</p> <p>納付期限までに全額を指定金融機関に振り込まれなかった場合は、申請を辞退したものとします。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 使用料の還付  | 納骨壇を返還されたときは残存期間の使用料を還付します。  |
| 使用許可取消し | 遺骨等の収蔵以外の目的に納骨壇を使用したとき。<br>使用权を譲渡し、又は転貸したとき。<br>虚偽又は不正な目的で使用許可を受けたと認められるとき。<br>法令、条例、規則、要綱、市長の指示に従わないとき。<br>使用許可取消しの場合は使用料の還付ができません。   |
| 注意事項    | 次の場合は市長へ書面での届出又は申請が必要です。<br>ア．遺骨等の収蔵又は取出をするとき。<br>イ．本籍、住所、氏名等の変更があったとき。<br>ウ．納骨堂使用者の死亡等により地位の承継を行なうとき。<br>提出された書類等は返却しませんのでご了承ください。<br>納骨堂の管理上等で必要があると認めるときは遺骨等を移転させ、又は納骨壇を返還してもらう場合があります。 |

## 八尾市 経済環境部 環境施設課

八尾市役所 清掃庁舎1階 八尾市高美町5 - 2 2 電話(072)991 - 7362・(072)992 - 2139  
 近鉄八尾駅前～JR志紀車庫前の「高美町」下車北西へ徒歩5分  
 近鉄八尾駅前から南南東へ、又は近鉄高安駅から西へ徒歩30分  
 JR八尾駅から東へ徒歩20分  
 車でお越しの方は、青山通り「高美町北」交差点を西へ約100m、八尾市消防本部西隣

## 八尾市立納骨堂

八尾市立斎場2階 八尾市南植松町3 - 50 - 3 電話 (072)923 - 1493  
 国道25号線「南植松町3丁目」交差点から南へ約300m  
 近鉄バス停「南太子堂」下車東へ徒歩10分  
 JR八尾駅から南へ徒歩20分